



平成 30 年 8 月 8 日

報道機関 各位

国立市役所市長室広報・広聴係

逃げやすく駆けつけやすい道づくりをめざして 道路に面したブロック塀等の撤去工事 にかかる費用の一部を助成します

市では、地震発生時における市民の安全性の向上を図り、市民がより安心して暮らせる「災害に強いまちづくり」を推進するため、道路等に面するブロック塀等の撤去等工事を行う場合に、その費用の一部を助成する制度を創設し、7月20日より申請受付を始めました。

このことを市民に広く周知したく、ぜひ、貴媒体での告知および取材・掲載方、お願いいたします。

なお、大阪北部地震による小学校のブロック塀倒壊事故を受け、市では、市有施設のブロック塀等について調査を実施した結果、一部のブロック塀等について改善が必要と判断しました。

そこで、問題のあった箇所については「立ち入り禁止措置」を講じると同時に、「注意表示」を行っています。また、学校敷地内については、優先的に対応すべき箇所の修繕は完了しており、残りの部分についても、補正予算を措置し、対応する予定です。

今後、市民・施設利用者などの安全性を最優先に対応策を検討し、早急に危険個所の改善に努めます。

記

1. 助成対象

(1) 助成の対象となるブロック塀等

道路等に接し、道路等または地表面から上端部までの垂直距離が1メートルを超えるコンクリートブロック塀、石塀、万年塀およびこれらに類する構造の塀ならびに門柱

(2) 助成の対象となる撤去工事

ブロック塀等を撤去し、または 60 センチメートル以下の高さにする工事

※ただし、以下の場合には助成対象外となります。

(1) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体がブロック塀等の撤去等工事を行う場合

(2) 国立市緑化推進条例施行規則に規定する補助金その他の公共団体等に



よる同種の助成等を受けている場合

- (3) 既にこの要綱による助成金の交付を受けている場合
- (4) 宅地建物取引業を営む者または国立市まちづくり条例第2条第2号の開発事業を行う者が販売を目的として整地または解体工事をする際にブロック塀等の撤去を行う場合

2. 助成の金額

助成の金額は、助成対象ブロック塀等の長さに1メートル当たり5千円を乗じた額となります。なお、当該助成対象ブロック塀等の撤去等工事費用の9割に相当する額と15万円とを比較していずれか少ない方の額が上限となります(1千円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てます)。

※なお、国立市谷保、青柳、石田、矢川および「災害対策基本法に基づく地区災害計画を策定済みの区域(注)」においては、助成の金額は、助成対象ブロック塀等の長さに1メートル当たり8千円を乗じた額となります。なお、当該助成対象ブロック塀等の撤去工事費用の9割に相当する額と24万円とを比較していずれか少ない方の額が上限となります(1千円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てます)。

(注) 「災害対策基本法に基づく地区防災計画を策定済みの区域」とは、市内の一定の地区居住者および事業者が策定した自発的に行う防災活動に関する計画が、市総合防災計画に規定されている地区のことを指します。平成30年8月1日現在、北二丁目地区が該当します。

3. 助成金の交付手続き(抜粋)

助成金の交付を受けたい方は、「国立市ブロック塀等撤去等工事助成金交付申請書(第1号様式)」に書類を添えて、撤去等工事の着手前かつ当該撤去等工事の契約締結前に市長に提出して申請してください。申請前に工事を始めてしまった場合、助成金の交付は受けられません。

問い合わせ

- ブロック塀等撤去等工事助成について
国立市行政管理部防災安全課防災・消防係
TEL: 042-576-2111 (内線145)
- 市有施設のブロック塀等調査結果・今後の対応について
国立市行政管理部建築営繕課建築営繕係
TEL: 042-576-2111 (内線353)